

兵庫県スポーツ賞「優秀賞」表彰要領

(趣旨)

第1条 この要領は、兵庫県スポーツ賞規則（昭和39年兵庫県規則第118号。以下「規則」という。）に基づき、国際大会及び全国大会（県指定）において、兵庫県スポーツ界に優秀な成績を残した者に贈る兵庫県スポーツ賞を「優秀賞」として表彰することについて、必要な事項を定める。

(表彰の範囲)

第2条 知事は、公益財団法人兵庫県スポーツ協会に加盟している各種目競技団体又は兵庫県内のスポーツ団体から推薦を受けた者（団体又はチームを含む。以下同じ。）で、次のいずれかに該当する者のうち人格的にも優れた者（小学生を除く。）を審査のうえ表彰する。ただし、同一功績により兵庫県スポーツ賞「特別賞」の被表彰者となる者は対象としない。

- (1) 国際大会（県指定）のうち、オリンピック大会及びパラリンピック大会出場者
 - (2) オリンピック大会及びパラリンピック大会以外の国際大会（県指定）で優勝～3位の成績をおさめた者及び全国大会（県指定）で優勝した者
 - (3) 国際大会（県指定）のうち、アジア競技大会・デフリンピック・FISUワールドユニバーシティゲームズ・世界選手権大会・アジア選手権大会・アジアパラ競技大会で4～8位の成績をおさめた者及び全国大会（県指定）で準優勝した者
- 2 表彰は、兵庫県内に住所を有する者に対して行う。ただし、兵庫県内に住所を有しない者であっても、次に掲げる兵庫県関係者は、表彰することができる。
- (1) 県内の学校（大学を除く。）に在学する者
 - (2) 県内の事業所等に勤務する者
 - (3) 大学生であって県内の高等学校に在籍したことがある者

(表彰の方法)

第3条 前条による表彰は、次の区分によりメダルを授与する。

- (1) 金メダルは、前条第1号及び第2号に該当する者に授与する。
- (2) 銀メダルは、前条第3号に該当する者に授与する。

(候補者の推薦)

第4条 公益財団法人兵庫県スポーツ協会に加盟している各種目競技団体及び兵庫県内のスポーツ団体は、表彰の対象となる候補者を調査のうえ、知事あて推薦するものとする。

- 2 前項の団体からの推薦が困難な場合は、知事が表彰の対象となる候補者を調査のうえ、推薦することができる。
- 3 推薦は、兵庫県スポーツ賞特別賞・優秀賞推薦書（別紙様式1～2）により、別に定める日までに行うものとする。

(被表彰者の決定)

第5条 知事は、文化賞等選考委員会設置要綱（昭和50年4月1日制定）第6条第2項の規定にかかわらず、候補者を兵庫県スポーツ賞優秀賞審査会に諮って表彰者を決定する。

(審査委員)

第6条 兵庫県スポーツ賞優秀賞審査会は、若干の委員で構成する。

2 前項による委員は、知事が別に委嘱する。

(公表)

第7条 規則第5条の規定にかかわらず、表彰を受けた者の氏名等の公報への登載は行わない。

(事務処理)

第8条 表彰に必要な庶務は、兵庫県県民生活部文化スポーツ局スポーツ振興課において処理する。

(補 則)

第9条 この要領に定めるもののほか、表彰について必要な事項は別に定める。

(施行期日)

第10条 この要領は、平成6年11月1日から施行する。

平成24年 4月 1日一部改正

平成25年11月19日一部改正

平成27年12月 1日一部改正

令和 4年 9月 20日一部改正

令和 5年 4月 1日一部改正

令和 6年 4月 1日一部改正

令和 6年12月12日一部改正

令和 7年 4月 1日一部改正